解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年五月九日開催の社員総会の決議及び兵庫県知事の認可により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月十九日

兵庫県西脇市上野九六番地
医療法人社団丸野外科整形外科クリニック
清算人　丸野　貞彦

解散公告（第一回）

当宗教法人は、宗教法人法第四十三条第一項の規定により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月十九日

山口県周南市青山町四番一一号
弘願真宗明玄寺
清算人　原田ミヨ子

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年十二月二十八日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月十九日

沖縄県島尻郡南大東村字南一四四番地一
清算法人南大東村新東土地改良区
清算人代表　上原豊三郎

解散公告（第二回）

当社は、平成十七年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月十九日

広島市西区三篠町三丁目一一番八号
有限会社カナグチ
清算人　金口カヨ子

配当公告

愛知県安城市別郷町油石八四番地
破産者　山本　勝敏

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十七年（フ）第二三二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金八〇、九七七、九二二円
一、配当をすることのできる金額
金一一、〇三八、三四二円

平成二十八年一月十九日

愛知県岡崎市羽根北町四丁目二番地二八
破産管財人　永谷　和之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市柏木町五丁目七番、最後の住所北海道苫小牧市柏木町五丁目七番一五号

被相続人　亡　大宮　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十九日

北海道苫小牧市表町二丁目一番七号王子不動産第一ビル四階　大谷和広法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙田　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市本通四丁目三八三番地一八、最後の住所北海道函館市本通一丁目四八番二九号

被相続人　亡　宮川　雄二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十九日

北海道函館市戸倉町二八一番地四
相続財産管理人　司法書士　小刀称健大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県遠野市六日町五一番地、最後の住所岩手県遠野市松崎町白岩一八地割七番地
特別養護老人ホーム遠野長寿の郷

被相続人　亡　神庭　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十九日

岩手県釜石市上中島町一丁目二番三号　ＲＩＫＯビル三階
相続財産管理人　弁護士　加藤　静香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県田村市船引町芦沢字深町五四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　柳沼　久江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十九日

福島県郡山市麓山一丁目三番六号遠藤大助法律事務所
相続財産管理人　弁護士　早崎　智久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県沼田市横塚町一〇七二番地一六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　遠藤　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十九日

群馬県沼田市東倉内町四四八　ハウストモロウ一〇二　横山幸正法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横山　幸正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡富士川町大椚七番地、最後の住所東京都豊島区南池袋三丁目一三番九―八〇七号

被相続人　亡　川住　一也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十九日

東京都千代田区神田多町二―一一―四セキビル五階柄澤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柄澤　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区中村二丁目七番地、最後の住所東京都練馬区豊玉北六丁目二〇番九―三一六号

被相続人　亡　山下　潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十九日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区町屋三丁目二九番、最後の住所東京都荒川区東尾久一丁目八番四号武井マンション一〇二　被相続人　亡　舘野　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十九日

事務所東京都千代田区平河町二丁目一六番六号ｊｅＶビル九階隼町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　正樹

第53期決算公告

平成27年12月18日　愛知県一宮市三ツ井五丁目15番18号
株式会社岩田レーベル
代表取締役　岩田　真人

貸借対照表の要旨（平成27年9月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,962	流動負債	1,445
固定資産	1,785	固定負債	241
		株主資本	3,959
		資本金	100
		資本剰余金	358
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	333
		利益剰余金	3,500
		その他利益剰余金	3,500
		（うち当期純利益）	(310)
		評価・換算差額等	100
		その他有価証券評価差額金	100
資産合計	5,748	負債・純資産合計	5,748